

# 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」 に係る保険者への届出について

平成30年10月1日以降に作成または変更したケアプランのうち、厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けたものについて、保険者（栗原市）への届出が義務付けられました。

厚生労働省から示された届出の流れをもとに、下記のとおりまとめましたので、円滑な運用にご協力願います。

## 記

### 1 届出の対象となるケアプラン

平成30年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、月に提供される訪問介護（生活援助中心型）について、下表の回数以上を位置付けたもの。

【厚生労働省が告示で定める回数】

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

### 2 届出により確認する事項

- ①家族その他の支援状況      ②身体状況（認知症の状態等）
- ③その他、生活援助が当該回数必要な事情
- ④利用者の自立支援・重度化防止に対する見解
- ⑤地域資源の有効活用も含めた代替サービスの利用

### 3 届出に必要な書類

- ①ケアプラン（第1～3表及び第6・7表）      ②サービス担当者会議の要点
  - ③アセスメント表      ④ ①・②に記載のない2の確認事項をまとめたもの（A4版1枚程度）
- ※①ケアプランから2の確認事項が確認可能な場合は、②～④の提出は不要

### 4 届出時期

対象ケアプランを作成または変更した月の翌月の末日が届出期限となります。

- 対象ケアプランを作成又は変更した月とは、利用者の同意を得て交付をした月を言います。
- 最初の提出期限となる平成30年11月末日までの届出対象は、平成30年10月に作成または変更した10月分及び11月分のケアプランとなります。
- 「月途中」や「日数の少ない月」から提供開始した場合は、第7表（サービス利用表）の提供予定回数が対象回数となった時点で届出対象となります。

## 5 届出に対する栗原市の対応

市では、位置付けられた訪問介護の必要性や妥当性について多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアマネジャーに対しケアプラン内容の是正を促します。

## 6 届出対象となった訪問介護の提供について

本件の届出を前提とし、ケアプランに基づいて提供してかまいません。

## 7 検証結果の有効期間

検証済みのケアプランについて、次回の届出は1年後とします。

新たに作成（変更）したケアプランにおいて、対象となる位置付けを行った場合は、再度届出をしてください。

## 8 留意事項

- 平成30年9月までに作成（変更）し、厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助を位置付けているケアプランについては、次回サービス担当者会議において、あらためて提供回数の必要性・妥当性を検討願います。
- この届出は、提供回数の抑制を目的とするものではありません。

### ◇根拠法令◇

厚生労働省令 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第13条 十八の二  
栗原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 第16条 (20)  
「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について

(平成30年5月10日 老振発0510第1号 介護保険最新情報 Vol.652)

問い合わせ先  
栗原市市民生活部介護福祉課  
介護保険係 TEL0228 (22) 1350  
E-mail kaigo@kuriharacity.jp